

令和3年度第1回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和4年3月29日（火） 東京都庁第一本庁舎 35階南側第一入札室
出席委員	<p> 日本大学総合科学研究所客員教授（委員長） 有 川 博 （元）会計検査院官房審議官 飯 塚 正 史 東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小 見 康 夫 弁護士（第一芙蓉法律事務所） 木 下 潮 音 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小 池 孝 子 東北公益文科大学准教授 斉 藤 徹 史 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲 田 裕 一 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原 澤 敦 美 東京大学大学院工学系研究科教授 堀 田 昌 英 弁護士（兼子・岩松法律事務所） 森 岡 誠 弁護士（オリック東京法律事務所） 若 林 美奈子 （敬称略・計11名） </p>
審議事項	<p> (1) 令和3年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果 （公開審議案件）について (2) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回制度部会審議結果 （公開審議案件）について (3) 令和3年度東京都入札監視委員会第3回制度部会審議結果 （業界団体との意見交換会）について (4) 令和3年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について (5) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果 （定例審議案件）について (6) 令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について (7) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 （定例審議案件）について (8) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について (9) 令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について (10) 令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果 （談合情報処理審査案件）について </p>

議案の概要	<p>(1)～(3) 令和3年度東京都入札監視委員会第1～3回制度部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p> <p>(4)、(5)、(8) 令和3年度東京都入札監視委員会第1、2回第一監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p> <p>(6)、(7)、(9)、(10) 令和3年度東京都入札監視委員会第1、2回第二監視部会の審議結果について報告を受け、審議を行った。</p>
委員会による審議結果報告	<p>(1)～(10) 審議の結果について、了承した。</p>
事務局からの報告	-
委員からの意見等の概要	<p>①令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 <本議案6の議案4>総合評価方式における失格基準の適用を改め、価格点の算定方法を変更したことについて、他の自治体と情報共有を凶っていただきたいという意見を付したが、監視部会の審議に必要な制度改正については、制度部会以外の委員にも速やかに情報共有するよう事務局に要望する。</p> <p>【回答】 令和3年度途中から、各種制度改正公表時点で委員の皆様へ情報提供をしているが、より速やかに情報を参考送付できるよう引き続き検討していく。</p> <p>②令和3年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会審議結果 ・<本議案4の議案6>都と事業者との契約の間に特定の組合を介在させる方法について、契約の公正性、競争性、透明性がしっかり確保できているか、また、この手法を取らなければならない理由について継続的に検証していくべき。</p> <p>・各部会において何を議論してどういう意見に至ったのかということのを他の部会の委員にもわかりやすくするために、個別の部会における事務局からの説明資料などを、部会を越えて共有する仕組みを検討していただきたい。</p> <p>【回答】 各部会の個別の案件に応じて、委員の皆様ともご相談しながら、どういう形で共有できるか検討していく。</p> <p>③令和3年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会審議結果 2件の談合情報についていずれも物品役務であるが、東京都では一般の入札の審議については工事についてやっている。</p> <p>物品役務の入札が重要であることを考えると、その審議の対象に広げるべきではないか。</p>

【回答】

設置要綱において監視部会で審議いただくのは、公共工事に係る入札及び契約手続等となっている。一方で談合情報については、同じく要綱では、工事や物品役務の分けがないため、談合については物品役務も含め全体を審議いただくものとして取り扱っているが、頂いた意見も踏まえながら進めていく。

④令和3年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果

談合情報が寄せられた時の事情聴取で、安易な進め方、間違った進め方をしてしまうと本来立件できたはずのものも立件できない状況になってしまい、結果として談合を見逃してしまう、助長してしまうことになりかねない。

このことをもう一回再認識していただいて、プロセスの全体的な見直しを早急に進めていただきたい。

⑤令和3年度東京都入札監視委員会第2回制度部会審議結果

東京都における工事の平準化について、目に見える形で示し、都民に理解してもらえるような説明の仕方を検討していただきたい。

【回答】

制度部会においても見える化をしっかりと進めていくべきとの意見を頂いたところであり、来年度以降、具体的にどう進めていくかということをも改めてご意見を伺いながら検討していく。